

「学校いじめ防止基本方針」

(改定版)

石川県立羽松高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校の学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針、石川県いじめ防止基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

— 目次—

1	いじめの問題への基本姿勢	1
2	いじめの防止等のための組織及び施策等	1
3	いじめの理解	2
4	いじめの未然防止	2
5	いじめの早期発見	3
6	いじめに対する措置	4
7	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	5
8	家庭・地域の役割	6
9	重大事態への対応	6
10	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	7

1 いじめの問題への基本姿勢

(1) 学校を挙げた積極対応

- ア 校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- イ 警察や児相、病院などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ウ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

(2) 平時からの基本姿勢

- ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識するとともに、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行う。
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ウ 生徒一人一人を大切にしている意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、「教育相談委員会」を活用するなどし、情報を全教職員で共有する。

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

(1) いじめの防止等のための組織等

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- イ 「いじめ問題対策チーム」（以下「対策チーム」という。）の常設
構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、各学年担任

- ウ 「いじめ解消対策委員会」（以下「委員会」という。）の組織
いじめの問題が発生した場合には、関係教職員、外部人材を加えた「委員会」を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図る。

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談、当該学年担任、関係教職員
やすらぎ羽咋教室スーパーバイザーなど

(2) いじめの防止等のための施策等

- ア 財政上の措置等
必要な時にやすらぎ羽咋教室スーパーバイザー要請や警察、児相、病院の医師等要請ができる財政上の措置を講ずる。
- イ いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備等

「教育相談委員会」や「発達障害者支援センター」等を活用し、教育相談体制を整備

するとともに、県教委による「24時間子供SOSいじめ相談テレホン」や「いじめ110番」（警察）など、電話相談体制について周知する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備

授業を通じて生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、集会やLHにおいて、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）を行わないよう繰り返し指導する。

エ いじめの問題に係る教員研修等の実施

態様に応じた適切な対処ができるよう、教育センター等の教職員研修やいじめの問題をテーマとした協議会等に参加し、伝達講習を実施する。

オ 必要に応じて「いじめ対応アドバイザー」の派遣要請

カ いじめの問題に係る啓発活動の実施

「非行・ネットいじめ」の事例などをもとにしたリーフレットを配布することにより保護者などに広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を促す。

3 いじめの理解

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

(2) いじめの理解に必要な留意点

「石川県いじめ防止基本方針」P.6による。

4 いじめの未然防止

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり
- ・学習指導の場における積極的な生徒指導
- ・校内での「相互授業参観」や、他の定時制高校との「相互授業参観」に積極的に参加する、教職員の学び合い
- ・県教員総合研修センターの相談課との研修会により、学校生活に困難を抱える生徒の理解とその対応への資質を高める

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育
- ・ICTなど魅力的な教材の開発や活用
- ・外部講師による人権教育講話

テーマ：「自己の大切さとともに他者の大切さを感じ取る」

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・問題行動への対処
- ・学習ルールの徹底

(4) 生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人に身につけさせ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

- ・「いじめ撲滅・人権擁護の標語コンクール」
- ・「生徒生活体験発表会」
- ・登校時の挨拶運動による生徒同士の声かけ

(5) 生徒が主体的に活動する取組

ボランティア活動や自然体験での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

- ・遠足でのバーベキュー活動および遠足帰路の清掃ボランティア
- ・羽咋市福祉協議会が実施する活動にボランティア参加
- ・本校の文化祭である「羽松祭」での「はくい祭り」とのコラボレーション

5 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・担任は学級日誌、気になる生徒とのノートを通して交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、その情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・年4回いじめに関するアンケート調査を実施する。これ以外でも必要に応じて行う。
- ・アンケート調査の実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。
- ・アンケート調査の分析を速やかに行い、結果の検証および事後指導のあり方等を教職員で継続して、共有する。

(3) 教育相談体制の充実

- ・定例の「教育相談委員会」を実施し、内容は職員会議で情報を共有する。
- ・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室の利用、相談窓口について広く周知する。
- ・「24時間子供SOS相談テレホン（076-298-1699）」の生徒および保護者に対する周知をする。

(4) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。子どもが学校や家庭で出すサインについては「石川県いじめ防止基本方針」P.15～18による。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

いじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) いじめに対する組織的対応

「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、本校の実情に応じた対策を推進する。

また、当該チームは、基本方針の策定や見直し、本校で定めた、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

① 「対策チーム」(常設) について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

i) 「2 いじめの防止等のための組織及び施策等(1)イ」を参照

ii) 校務分掌においては、従来の指導課(生徒指導)からは独立し、委員会扱いとし

て組織図に位置づける。

ウ 機能・役割

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 20、21による。

② 「委員会」について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

i) 「2 いじめの防止等のための組織及び施策等(1)ウ」を参照

ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。

iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

(2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 24による。

イ いじめている子どもへの対応

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 24, 25による。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 25による。

エ いじめられている子どもの保護者への対応

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 26による。

オ いじめている子どもの保護者への対応

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 26による。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 27による。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・保護者に対し、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう入学時オリエンテーションで呼び掛ける。
- ・インターネットの利用に関する家庭でのルール作りや生徒同士のルール作りを繰り返し指導する。
- ・本校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・非行防止教室において「携帯電話、インターネットの危険性」の講話を実施する。
- ・教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、校内に相談箱の設置など生徒が相談しやすい環境を作る。関係機関によるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などにつ

いても周知する。

- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 28 による。

(4) 削除依頼等の手順について

「石川県いじめ防止基本方針」 P. 29 による。

8 家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる。

(2) 保護者の責務等

保護者の責務等については、「6 いじめに対する措置」等において取り上げたように、いじめられている子ども、いじめている子どもそれぞれへの適切な対応が考えられるが、「法」にあるように、「石川県いじめ防止基本方針」 P. 30 による。

9 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、県教育委員会又は本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保する。

また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒および保護者と2日以上連絡がとれない場合

第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して

欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、校長は県教育委員会を通じて知事に事態発生について報告する。その事案の調査を行う主体についての判断は県教育委員会にゆだねる。

(3) 重大事態の調査

ア 本校が調査主体の場合

「石川県いじめ防止基本方針」P. 31、32による。

イ 県教育委員会が調査主体の場合

・本校は県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

「石川県いじめ防止基本方針」P. 32による。

イ 調査結果の報告

・本校に係る調査結果については、知事に報告する。

・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を提供し、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

県教育委員会及び本校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

10 その他いじめの防止等のための対策等

本校は、本校の基本方針で定めた校内研修等の施策等の取組を年間計画として作成し、PDCAサイクルに基づき見直しを図っていく。また、本校の基本方針の策定から3年の経過を目途として、本校の取組状況及び国や県の動向等を勘案して、本校の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

いじめ問題に対する校内体制

校長をトップとするチームでの体制

いじめを見逃さない学校づくり 外部に開かれた風通しのよい学校づくり
→ 子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整える

